

栃木県居住安定援助賃貸住宅事業制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行に関し、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者が、法第40条の規定に基づき認定を申請しようとするときは、原則として、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運営管理する居住サポート住宅情報提供システム（以下「住宅情報システム」という。）により、申請書を作成し、電子データで提出するものとする。

(計画に添付する書類)

第3条 省令第8条第3号、第4号、第5号及び第7号に規定する書面は、別記様式第1号とする。

(申請の取下げ)

第4条 認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第2号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

(変更申請に添付する書類)

第5条 法第44条の規定に基づき変更の認定を申請しようとするときは、省令第22条第2項に規定されている添付書類のほか、その他知事が必要と認める図書を添付するものとする。

(軽微な変更)

第6条 省令第21条第2項に規定する書面は、別記様式第3号とする。

(報告)

第7条 認定事業者又は管理受託者は、法第54条第1項の規定により報告を求められた場合には、状況報告書（別記様式第4号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。